国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

此書面進ゟ之擬[illegible]
[illegible]
年土[illegible]
[illegible]

「紀伊殿
御城附」

遠山右衛門尉

紀伊殿此願用ニ而御用ニ于彌之後関来
濱方より年々此當入積迄御城ニ出ス
此前地所入ニ[illegible]之内ニ而[illegible]之[illegible]

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

紀州様御領分ゟ関東筋干鰯魚〆粕積登候数

左ニ申上候

天保二卯年十二月中

一 干鰯 弐千弐百六拾三俵

代金三百九拾両三歩
銀拾四匁七分五厘

是ハ当地干鰯元問屋ゟ深川佐賀町銭屋文右衛門ゟ

積附紀州島羽小久保浦之者共方ゟ御揚場河岸

紀州様仕入役所ゟ申上候

弘化二巳年十月分
當未十月迄返焉

一 于鰯 七千四百九拾八俵
魚〆粕 四千六百八拾俵

是去巳年三月中若山表ニ住人役所彰親ニ於建于鰯魚〆粕仕入
方々ニ於成ハ今月ニ當地于鰯元問屋ニ於ニ如ニ積附加田浦迄ニ於ニ若山役所
送附中ニ

此二ツ廉ニ於ニ為注文請ハ
于鰯元問屋紀州出稼

浦川無永代所ニ於ニ
三九年庚戌人
泳之坊

同所留人所ニ於ニ
共大馬ニ庚戌人
重助

同所佐賀所ニ於ニ
又大馬ニ庚戌人
文七

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

未十二月 [illegible]

伊勢殿 [illegible]

紀伊殿 [illegible]

遠山左衛門

紀伊殿用達 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

来且又云々已年願門百姓之類之事も有之
数之為メ願分門ニ于籟命亦云建穿右衛人
之後之願分ニ出稼之事ハ尚此出所人之
之門ニ云数中ハ為引受賞又分為云年為
積且ハ得之第五分賞又分云数平ハ願門
于籟為人之賞賞者近ハ後之ニ云々引鑽

渡世鑽ニ来ハ後之而素ニ于籟云数節ニ付而
之ハ庭師未之無之有ハ若ハ右若之数ハ
推考仕ハ賞又于籟賞捌之後是近云年ハ
後代ニ不耳之様ニ御之ニ近自然退之右之
拘ハ之事不際之大ハ仕成ハ之組之ハ有
ハ庭代之賞又云年十月ハ見合之後ニ御建

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

未十二月

遠山左衛門尉

未十二月晦日

宜勝ニ度　下荒井甚之丞案　上九

紀伊殿家来伺之丁綱之儀者有無綱並中之書付

遠山左衛門尉

紀伊殿ゟ丁綱是迄之通運送致度段申立候ニ付

右伺候段ニ下ケ十二月去ル巳年十二月廿四日

此書之為書以詩作歌作同而而諸荷物使分來
之風雲書詩成此渡以年所個中紀伊殿
用在是于籟賣捌之後是迄之通家中稱我
又去是拓平中式之原粒又水野去作書者此門
意未個以留而云年有月在之訳柄伊勢殿
此尋有之以稱賣又前之此為此方紀伊殿

頃門ト稜迄未成以于籟之後大殺ト無之
若隙之節未雙不中以博是云云已年業此間
所用達同人是之年廣々為所扱以留統又是迄
之通家中稱我方詩相個以廉此雙重相成
以上書所之大所之人並ト及ひ平成之風雲有之
容易之疑詩及此得法均可之此歷以愛先年

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

推考仕以雲文干翻賣捌之後是迄之通常年
不能成者不耳立根於作立並自然退之右之
掬以其の者不際立大行之仕成以公組之有限
座以成之雲文去年十月根見合之後於作達
以有千後八如何之座所法也未止干翻賣又
方も内端之未成而附之掬根之事先是陳

不在歸未之後未曾不事於紀伊殿頃日
干翻在扱以商人給人種も有之四来注文等
以今向干翻屋者右荷掬送附賣捌方仕来
我在以有諸地而も是文以前所座以有之候
於是並紀伊殿上之客事別段不諸及所法
方不能成者又不在歸之後も有之以下千[illegible]八

812
32
1

[illegible]

[illegible]

[illegible]

未十二月

遠山左衛尉

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』 請求記号 812-1

国立国会図書館　タイトル『諸色調類集 32巻』請求記号 812-1

ガラス使用